

令和 5 年第 1 回

# 小松市議会定例会議案

令和 5 年 (2023 年) 2 月

## 目 次

| 議案番号   | 議 件 名                                              | 頁  |
|--------|----------------------------------------------------|----|
| 議案第10号 | 令和4年度小松市一般会計補正予算(第11号)……………                        | 1  |
| 議案第11号 | 令和4年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)……………                 | 11 |
| 議案第12号 | 令和4年度小松市公債管理特別会計補正予算(第1号)……………                     | 15 |
| 議案第13号 | 令和4年度小松市産業団地事業特別会計補正予算(第2号)……………                   | 19 |
| 議案第14号 | 令和4年度小松市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)……………                  | 21 |
| 議案第15号 | 令和4年度小松市水道事業会計補正予算(第4号)……………                       | 25 |
| 議案第16号 | 令和4年度小松市下水道事業会計補正予算(第4号)……………                      | 27 |
| 議案第17号 | 令和4年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算(第2号)……………                | 29 |
| 議案第18号 | 小松市部設置条例の一部を改正する条例について……………                        | 31 |
| 議案第19号 | 小松市個人情報保護法施行条例について……………                            | 33 |
| 議案第20号 | 小松市情報公開条例について……………                                 | 37 |
| 議案第21号 | 小松市学校給食条例について……………                                 | 47 |
| 議案第22号 | 小松市文化芸術賞条例について……………                                | 51 |
| 議案第23号 | 小松市立加賀国府ものがたり館条例について……………                          | 53 |
| 議案第24号 | 小松市看護師等修学資金貸与条例について……………                           | 55 |
| 議案第25号 | 小松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を<br>改正する条例について…………… | 59 |
| 議案第26号 | 小松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につい<br>て……………          | 61 |
| 議案第27号 | 小松市手数料条例の一部を改正する条例について……………                        | 63 |
| 議案第28号 | 小松市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につい<br>て……………          | 65 |
| 議案第29号 | 小松市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について……………                 | 67 |
| 議案第30号 | 小松市すこやかセンター条例の一部を改正する条例について……………                   | 73 |
| 議案第31号 | すこやかこまつ推進基金条例の一部を改正する条例について……………                   | 75 |

|        |                                             |    |
|--------|---------------------------------------------|----|
| 議案第32号 | 小松市国民健康保険条例の一部を改正する条例について……………              | 77 |
| 議案第33号 | 小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……………             | 79 |
| 議案第34号 | 小松市社会教育振興基金条例の一部を改正する条例について……………            | 81 |
| 議案第35号 | 小松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について…………… | 83 |
| 議案第36号 | 市道路線の認定について……………                            | 85 |
| 議案第37号 | 市道路線の廃止について……………                            | 87 |
| 議案第38号 | 市道路線の変更について……………                            | 89 |
| 議案第39号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について……………               | 91 |
| 議案第40号 | 専決処分の承認を求めることについて……………                      | 95 |

## 議案第10号

### 令和4年度小松市一般会計補正予算 (第11号)

令和4年度小松市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,673,810千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,255,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の補正は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の補正は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

| 款  | 項        | 補正前の額      | 補 正 額    | 計          |
|----|----------|------------|----------|------------|
|    |          | 千円         | 千円       | 千円         |
| 1  | 市税       | 15,825,000 | 530,000  | 16,355,000 |
|    | 1 市民税    | 6,955,000  | 500,000  | 7,455,000  |
|    | 2 固定資産税  | 6,935,200  | △20,000  | 6,915,200  |
|    | 4 市たばこ税  | 635,000    | 50,000   | 685,000    |
| 12 | 地方交付税    | 8,608,100  | 190,900  | 8,799,000  |
|    | 1 地方交付税  | 8,608,100  | 190,900  | 8,799,000  |
| 14 | 分担金及び負担金 | 118,959    | 750      | 119,709    |
|    | 1 分担金    | 15,000     | 750      | 15,750     |
| 15 | 使用料及び手数料 | 600,608    | 52,000   | 652,608    |
|    | 1 使用料    | 400,506    | 52,000   | 452,506    |
| 16 | 国庫支出金    | 11,692,357 | 82,892   | 11,775,249 |
|    | 1 国庫負担金  | 6,201,813  | 4,567    | 6,206,380  |
|    | 2 国庫補助金  | 5,436,877  | 78,325   | 5,515,202  |
| 17 | 県支出金     | 4,366,600  | △293,341 | 4,073,259  |
|    | 1 県負担金   | 2,520,935  | 22,159   | 2,543,094  |
|    | 2 県補助金   | 1,228,778  | △122,300 | 1,106,478  |
|    | 3 県委託金   | 616,887    | △193,200 | 423,687    |
| 18 | 財産収入     | 141,227    | 35,900   | 177,127    |
|    | 2 財産売払収入 | 101,429    | 35,900   | 137,329    |
| 19 | 寄附金      | 335,845    | 6,988    | 342,833    |
|    | 1 寄附金    | 335,845    | 6,988    | 342,833    |
| 20 | 繰入金      | 1,856,794  | 188,000  | 2,044,794  |
|    | 1 基金繰入金  | 1,808,419  | 188,000  | 1,996,419  |
| 21 | 繰越金      | 274,669    | 3,429    | 278,098    |
|    | 1 繰越金    | 274,669    | 3,429    | 278,098    |
| 22 | 諸収入      | 987,631    | 859,792  | 1,847,423  |

| 款       | 項         | 補正前の額      | 補 正 額     | 計          |
|---------|-----------|------------|-----------|------------|
|         |           | 千円         | 千円        | 千円         |
|         | 3 貸付金元利収入 | 116,667    | 369,292   | 485,959    |
|         | 4 雑入      | 850,955    | 490,500   | 1,341,455  |
| 23 市債   |           | 4,761,500  | 16,500    | 4,778,000  |
|         | 1 市債      | 4,761,500  | 16,500    | 4,778,000  |
| 歳 入 合 計 |           | 53,581,290 | 1,673,810 | 55,255,100 |

# 歳 出

| 款  | 項           | 補正前の額      | 補 正 額     | 計          |
|----|-------------|------------|-----------|------------|
|    |             | 千円         | 千円        | 千円         |
| 2  | 総務費         | 3,579,144  | 1,334,867 | 4,914,011  |
|    | 1 総務管理費     | 2,799,970  | 1,308,367 | 4,108,337  |
|    | 3 戸籍住民基本台帳費 | 241,546    | 24,000    | 265,546    |
|    | 4 選挙費       | 125,957    | 2,500     | 128,457    |
| 3  | 民生費         | 18,423,941 | △51,173   | 18,372,768 |
|    | 1 社会福祉費     | 8,494,883  | 24,284    | 8,519,167  |
|    | 2 児童福祉費     | 8,705,795  | 71,582    | 8,777,377  |
|    | 3 生活保護費     | 909,163    | 48,661    | 957,824    |
|    | 4 災害救助費     | 314,100    | △195,700  | 118,400    |
| 4  | 衛生費         | 3,773,514  | △26,480   | 3,747,034  |
|    | 1 保健衛生費     | 1,640,719  | △37,280   | 1,603,439  |
|    | 2 環境対策費     | 1,457,520  | 3,000     | 1,460,520  |
|    | 3 水道費       | 43,189     | 7,800     | 50,989     |
| 6  | 農林水産業費      | 1,295,580  | △96,665   | 1,198,915  |
|    | 1 農業費       | 975,056    | △96,665   | 878,391    |
| 7  | 商工費         | 2,132,832  | △40,000   | 2,092,832  |
|    | 1 商工費       | 2,132,832  | △40,000   | 2,092,832  |
| 8  | 土木費         | 7,575,060  | △4,750    | 7,570,310  |
|    | 2 道路橋りょう費   | 1,713,742  | △12,000   | 1,701,742  |
|    | 5 下水道費      | 2,237,618  | 21,250    | 2,258,868  |
|    | 6 飛行場費      | 480,504    | △14,000   | 466,504    |
|    | 7 住宅費       | 147,180    | 0         | 147,180    |
| 9  | 消防費         | 1,665,447  | 2,000     | 1,667,447  |
|    | 1 消防費       | 1,665,447  | 2,000     | 1,667,447  |
| 10 | 教育費         | 7,508,827  | 36,011    | 7,544,838  |
|    | 1 教育総務費     | 874,793    | △6,000    | 868,793    |

| 款       | 項       | 補正前の額      | 補 正 額     | 計          |
|---------|---------|------------|-----------|------------|
|         |         | 千円         | 千円        | 千円         |
|         | 2 小学校費  | 952,004    | △6,000    | 946,004    |
|         | 3 中学校費  | 728,859    | △9,000    | 719,859    |
|         | 4 高等学校費 | 658,050    | 2,500     | 660,550    |
|         | 5 社会教育費 | 1,533,496  | 0         | 1,533,496  |
|         | 6 保健体育費 | 1,517,880  | 40,000    | 1,557,880  |
|         | 7 大学費   | 1,243,745  | 14,511    | 1,258,256  |
| 12      | 公債費     | 5,687,200  | 520,000   | 6,207,200  |
|         | 1 公債費   | 5,687,200  | 520,000   | 6,207,200  |
| 歳 出 合 計 |         | 53,581,290 | 1,673,810 | 55,255,100 |

## 第2表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位千円)

| 款         | 項          | 事業名                | 金額      |
|-----------|------------|--------------------|---------|
| 2. 総務費    | 1. 総務管理費   | 次世代型地域交通推進費        | 4,000   |
|           |            | 子育て応援自治体マイナポイント事業費 | 54,600  |
|           |            | 生活応援プレミアム付商品券発行費   | 678,700 |
| 3. 民生費    | 1. 社会福祉費   | 公的介護施設等整備費         | 33,600  |
|           | 2. 児童福祉費   | 送迎用バス安全装置導入支援費     | 9,600   |
|           | 3. 生活保護費   | ひきこもり支援推進費         | 5,400   |
| 6. 農林水産業費 | 1. 農業費     | 農業経営体育成支援費         | 16,000  |
|           |            | 県単土地改良費            | 1,639   |
|           |            | 市単土地改良費            | 990     |
|           |            | 県営土地改良費負担金         | 49,174  |
|           | 2. 林業費     | 林道整備費              | 25,280  |
|           |            | 県営広域基幹林道整備費負担金     | 15,535  |
| 7. 商工費    | 1. 商工費     | 新型コロナウイルス感染症経済対策費  | 30,100  |
|           |            | 小松駅高架下観光交流施設整備費    | 60,000  |
|           |            | スキー場整備費            | 180,040 |
| 8. 土木費    | 2. 道橋りょう路費 | 道路整備費              | 52,932  |
|           |            | 橋りょう改修等整備費         | 137,866 |
|           |            | 特別道路整備費            | 55,342  |
|           |            | 消雪施設整備費            | 73,037  |
|           |            | 通学路整備費             | 2,500   |

| 款         | 項              | 事業名                | 金額      |
|-----------|----------------|--------------------|---------|
| 8. 土木費    | 3. 河川費         | 都市排水路整備費           | 55,599  |
|           | 4. 都市計画費       | 小松駅ターミナルプラン推進費     | 165,429 |
|           |                | 栗津駅周辺整備費           | 71,200  |
|           |                | 小松駅東地区複合ビル整備助成費    | 20,000  |
|           |                | 県営街路整備費負担金         | 19,318  |
| 9. 消防費    | 1. 消防費         | はしご付消防自動車購入費       | 250,000 |
|           |                | 防災体制強化費            | 9,900   |
|           |                | 急傾斜地崩壊対策費          | 2,000   |
| 10. 教育費   | 4. 高等学校費       | 管理運営費              | 2,500   |
|           | 6. 保健体育費       | 学校保健推進費            | 40,000  |
| 11. 災害復旧費 | 1. 公共土木施設災害復旧費 | 現年発生道路災害復旧費        | 289,029 |
|           |                | 現年発生河川水路災害復旧費      | 407,796 |
|           |                | 現年発生その他公共土木施設災害復旧費 | 14,000  |
|           | 2. 農林水産施設災害復旧費 | 現年発生農業施設災害復旧費      | 152,513 |
|           |                | 現年発生林業施設災害復旧費      | 195,000 |

(変更)

(単位千円)

| 款       | 項        | 補正前            |        | 補正後            |        |
|---------|----------|----------------|--------|----------------|--------|
|         |          | 事業名            | 金額     | 事業名            | 金額     |
| 8. 土木費  | 4. 都市計画費 | 今江春日神社線外1路線整備費 | 30,000 | 今江春日神社線外1路線整備費 | 43,234 |
|         |          | 公園施設リニューアル費    | 40,000 | 公園施設リニューアル費    | 42,000 |
| 10. 教育費 | 5. 社会教育費 | 加賀国府こまつ歴史の里整備費 | 16,555 | 加賀国府こまつ歴史の里整備費 | 72,761 |

第3表 債務負担行為補正

(変 更) (単位千円)

| 事 項                              | 補 正 前 |         | 補 正 後           |         |
|----------------------------------|-------|---------|-----------------|---------|
|                                  | 期 間   | 限 度 額   | 期 間             | 限 度 額   |
| 県 議 会 議 員 選 挙 費                  | 令和5年度 | 4,700   | 令和5年度           | 5,700   |
| 小 松 駅 東 地 区 複 合 ビ ル<br>整 備 助 成 費 | 令和5年度 | 150,000 | 令和5年度<br>～令和6年度 | 150,000 |

## 第4表 地方債補正

(追加)

(単位千円)

| 起債の目的          | 限度額   | 起債の方法              | 利率                                                        | 償還の方法                                                        |
|----------------|-------|--------------------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| ひきこもり<br>支援推進費 | 3,100 | 普通貸借<br>又は<br>証券発行 | 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | 借入先の融資条件による。<br>ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。 |
| 計              | 3,100 |                    |                                                           |                                                              |

(変更)

(単位千円)

| 起債の目的                    | 補正前    |            |                                                           |                                                          | 補正後    |            |                                                           |                                                          |
|--------------------------|--------|------------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|--------|------------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
|                          | 限度額    | 起債の方法      | 利率                                                        | 償還の方法                                                    | 限度額    | 起債の方法      | 利率                                                        | 償還の方法                                                    |
| 公有財産<br>管理費              | 8,100  | 普通貸借又は証券発行 | 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | 借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。 | 8,500  | 普通貸借又は証券発行 | 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | 借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。 |
| エコロジー<br>パークこまつ<br>管理運営費 | 25,800 |            |                                                           |                                                          | 29,400 |            |                                                           |                                                          |
| 土地改良費                    | 34,700 |            |                                                           |                                                          | 35,800 |            |                                                           |                                                          |
| 排水機場<br>維持管理費            | 12,100 |            |                                                           |                                                          | 13,500 |            |                                                           |                                                          |
| こまつ食彩<br>工房管理費<br>運営費    | 6,000  |            |                                                           |                                                          | 6,700  |            |                                                           |                                                          |
| 県営土地<br>改良費              | 51,400 |            |                                                           |                                                          | 60,000 |            |                                                           |                                                          |
| 耐震性貯水槽<br>設置費            | 14,000 |            |                                                           |                                                          | 14,300 |            |                                                           |                                                          |
| 学習等供用施設<br>建設費           | 10,800 |            |                                                           |                                                          | 6,300  |            |                                                           |                                                          |
| 基地周辺<br>道路整備費            | 36,200 |            |                                                           |                                                          | 33,500 |            |                                                           |                                                          |
| 市営住宅等<br>住戸改善費           | 10,600 |            |                                                           |                                                          | 11,800 |            |                                                           |                                                          |

(単位千円)

| 起債の目的                          | 補 正 前     |                        |                                                                                                       |                                                                                              | 補 正 後     |                        |                                                                                                       |                                                                                              |
|--------------------------------|-----------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                | 限 度 額     | 起債の<br>方 法             | 利 率                                                                                                   | 償還の方法                                                                                        | 限 度 額     | 起債の<br>方 法             | 利 率                                                                                                   | 償還の方法                                                                                        |
| 消 防 団<br>ポ ン プ<br>購 入 費        | 40,800    | 普通貸<br>借又は<br>証券発<br>行 | 5.0%以内<br>(ただし、<br>利率見直し<br>方式で借り<br>入れる資金<br>について、<br>利率見直し<br>を行った後<br>において<br>は、当該見<br>直し後の利<br>率) | 借入先の融<br>資条件によ<br>る。ただし、財<br>政の状況に<br>より償還年<br>限を短縮し、繰上償<br>還をなし、<br>又は借換え<br>をすることが<br>できる。 | 43,200    | 普通貸<br>借又は<br>証券発<br>行 | 5.0%以内<br>(ただし、<br>利率見直し<br>方式で借り<br>入れる資金<br>について、<br>利率見直し<br>を行った後<br>において<br>は、当該見<br>直し後の利<br>率) | 借入先の融<br>資条件によ<br>る。ただし、財<br>政の状況に<br>より償還年<br>限を短縮し、繰上償<br>還をなし、<br>又は借換え<br>をすることが<br>できる。 |
| 教 育 研 究<br>セ ン ター<br>管 理 運 営 費 | 1,100     |                        |                                                                                                       |                                                                                              | 1,400     |                        |                                                                                                       |                                                                                              |
| 小 学 校<br>校 舎 等 改 修 費           | 78,500    |                        |                                                                                                       |                                                                                              | 74,000    |                        |                                                                                                       |                                                                                              |
| 中 学 校<br>校 舎 等 改 修 費           | 104,400   |                        |                                                                                                       |                                                                                              | 96,400    |                        |                                                                                                       |                                                                                              |
| 文 化 財<br>保 存 管 理 費             | 4,500     |                        |                                                                                                       |                                                                                              | 4,900     |                        |                                                                                                       |                                                                                              |
| 加賀国府こまつ<br>歴 史 の 里<br>整 備 費    | 84,000    |                        |                                                                                                       |                                                                                              | 86,300    |                        |                                                                                                       |                                                                                              |
| 小 松 総 合<br>体 育 館 改 修 費         | 15,000    |                        |                                                                                                       |                                                                                              | 18,800    |                        |                                                                                                       |                                                                                              |
| 体 育 施 設<br>整 備 費               | 35,100    |                        |                                                                                                       |                                                                                              | 37,000    |                        |                                                                                                       |                                                                                              |
| 末 広 陸 上<br>競 技 場 改 修 費         | 53,700    |                        |                                                                                                       |                                                                                              | 58,400    |                        |                                                                                                       |                                                                                              |
| 計                              | 4,761,500 |                        |                                                                                                       |                                                                                              | 4,774,900 |                        |                                                                                                       |                                                                                              |

令和4年度小松市国民健康保険事業特  
別会計補正予算（第3号）

令和4年度小松市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ83,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,804,811千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

| 款       | 項         | 補正前の額     | 補 正 額   | 計         |
|---------|-----------|-----------|---------|-----------|
|         |           | 千円        | 千円      | 千円        |
| 1       | 国民健康保険税   | 1,904,700 | △35,000 | 1,869,700 |
|         | 1 国民健康保険税 | 1,904,700 | △35,000 | 1,869,700 |
| 3       | 県支出金      | 7,185,341 | △79,000 | 7,106,341 |
|         | 1 県補助金    | 7,185,340 | △79,000 | 7,106,340 |
| 5       | 繰入金       | 734,022   | 24,572  | 758,594   |
|         | 1 一般会計繰入金 | 678,512   | 35,637  | 714,149   |
|         | 2 基金繰入金   | 55,510    | △11,065 | 44,445    |
| 6       | 繰越金       | 25,571    | 5,928   | 31,499    |
|         | 1 繰越金     | 25,571    | 5,928   | 31,499    |
| 歳 入 合 計 |           | 9,888,311 | △83,500 | 9,804,811 |

# 歳 出

| 款 | 項            | 補正前の額     | 補 正 額    | 計         |
|---|--------------|-----------|----------|-----------|
|   |              | 千円        | 千円       | 千円        |
| 2 | 保険給付費        | 6,893,141 | △59,000  | 6,834,141 |
|   | 1 療養諸費       | 6,007,910 | △109,000 | 5,898,910 |
|   | 2 高額療養費      | 860,620   | 50,000   | 910,620   |
| 4 | 保健事業費        | 243,080   | △24,500  | 218,580   |
|   | 1 特定健康診査等事業費 | 73,300    | △7,000   | 66,300    |
|   | 2 保健事業費      | 169,780   | △17,500  | 152,280   |
|   | 歳 出 合 計      | 9,888,311 | △83,500  | 9,804,811 |

令和4年度小松市公債管理特別会計補  
正予算（第1号）

令和4年度小松市の公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ522,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,143,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

| 款 | 項         | 補正前の額      | 補 正 額   | 計          |
|---|-----------|------------|---------|------------|
|   |           | 千円         | 千円      | 千円         |
| 1 | 繰入金       | 5,684,200  | 522,000 | 6,206,200  |
|   | 1 一般会計繰入金 | 5,684,200  | 522,000 | 6,206,200  |
|   | 歳 入 合 計   | 10,621,700 | 522,000 | 11,143,700 |

# 歳 出

| 款       | 項     | 補正前の額      | 補 正 額   | 計          |
|---------|-------|------------|---------|------------|
|         |       | 千円         | 千円      | 千円         |
| 1       | 公債費   | 10,621,700 | 522,000 | 11,143,700 |
|         | 1 公債費 | 10,621,700 | 522,000 | 11,143,700 |
| 歳 出 合 計 |       | 10,621,700 | 522,000 | 11,143,700 |

## 議案第13号

### 令和4年度小松市産業団地事業特別会 計補正予算（第2号）

令和4年度小松市の産業団地事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費

(単位千円)

| 款          | 項          | 事業名          | 金額     |
|------------|------------|--------------|--------|
| 1. 土地区画整理費 | 1. 土地区画整理費 | 安宅新地区土地区画整理費 | 61,200 |

令和4年度小松市後期高齢者医療特別  
会計補正予算（第3号）

令和4年度小松市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,000千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,762,511千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

| 款 | 項            | 補正前の額     | 補 正 額  | 計         |
|---|--------------|-----------|--------|-----------|
|   |              | 千円        | 千円     | 千円        |
| 1 | 後期高齢者医療保険料   | 1,254,200 | 10,000 | 1,264,200 |
|   | 1 後期高齢者医療保険料 | 1,254,200 | 10,000 | 1,264,200 |
|   | 歳 入 合 計      | 1,752,511 | 10,000 | 1,762,511 |

# 歳 出

| 款       | 項                | 補正前の額     | 補 正 額  | 計         |
|---------|------------------|-----------|--------|-----------|
|         |                  | 千円        | 千円     | 千円        |
| 2       | 後期高齢者医療広域連合納付金   | 1,606,902 | 10,000 | 1,616,902 |
|         | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 1,606,902 | 10,000 | 1,616,902 |
| 歳 出 合 計 |                  | 1,752,511 | 10,000 | 1,762,511 |

## 議案第15号

### 令和4年度小松市水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和4年度小松市の水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度小松市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科目）       | （既決予定額）     | （補正予定額） | （計）         |
|------------|-------------|---------|-------------|
|            | 収           | 入       |             |
| 第1款 水道事業収益 | 2,716,400千円 | 7,800千円 | 2,724,200千円 |
| 第2項 営業外収益  | 328,863千円   | 7,800千円 | 336,663千円   |
|            | 支           | 出       |             |
| 第1款 水道事業費用 | 2,351,100千円 | 8,400千円 | 2,359,500千円 |
| 第1項 営業費用   | 2,244,333千円 | 8,400千円 | 2,252,733千円 |

第3条 予算第4条本文括弧書中当年度分損益勘定留保資金「370,993千円」を「370,228千円」に、現年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「103,881千円」を「104,646千円」に改める。

第4条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「32,952千円」を「40,752千円」に改める。

## 議案第16号

### 令和4年度小松市下水道事業会計補正 予算（第4号）

第1条 令和4年度小松市の下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度小松市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科 目)       | (既決予定額)     | (補正予定額)  | (計)         |
|-------------|-------------|----------|-------------|
|             | 収           | 入        |             |
| 第1款 下水道事業収益 | 4,054,850千円 | 21,250千円 | 4,076,100千円 |
| 第1項 営業収益    | 2,681,447千円 | 9,926千円  | 2,691,373千円 |
| 第2項 営業外収益   | 1,372,688千円 | 11,324千円 | 1,384,012千円 |
|             | 支           | 出        |             |
| 第1款 下水道事業費用 | 3,982,500千円 | 25,000千円 | 4,007,500千円 |
| 第1項 営業費用    | 3,351,867千円 | 24,900千円 | 3,376,767千円 |
| 第2項 営業外費用   | 626,838千円   | 100千円    | 626,938千円   |

第3条 予算第4条本文括弧書中当年度分損益勘定留保資金「1,314,201千円」を「1,315,103千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「113,822千円」を「112,920千円」に改める。

第4条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「251,083千円」を「262,314千円」に補正する。

## 議案第17号

### 令和4年度国民健康保険小松市民病院 事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和4年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科 目）      | （既決予定額）     | （補正予定額）    | （計）         |
|------------|-------------|------------|-------------|
|            | 収           | 入          |             |
| 第1款 病院事業収益 | 9,181,000千円 | 306,000千円  | 9,487,000千円 |
| 第1項 医業収益   | 8,551,407千円 | △566,000千円 | 7,985,407千円 |
| 第2項 医業外収益  | 629,593千円   | 872,000千円  | 1,501,593千円 |
|            | 支           | 出          |             |
| 第1款 病院事業費用 | 9,139,000千円 | 195,000千円  | 9,334,000千円 |
| 第1項 医業費用   | 9,075,891千円 | 195,000千円  | 9,270,891千円 |

## 議案第18号

### 小松市部設置条例の一部を改正する条例について

小松市部設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 小松市部設置条例の一部を改正する条例

小松市部設置条例（昭和55年小松市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行政管理部」「行政管理部  
健康福祉部」を「こども家庭部」に改める。  
健康福祉部」

第2条の表健康福祉部の項を次のように改める。

|        |                                                                                                                  |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| こども家庭部 | (1) 子育て支援に関する事。<br>(2) 親子の保健に関する事。<br>(3) 児童福祉に関する事。                                                             |
| 健康福祉部  | (1) 市民生活に関する事。<br>(2) 保健衛生及び健康づくりに関する事（親子の保健に関する事を除く。）。<br>(3) 介護保険に関する事。<br>(4) 社会福祉に関する事（児童福祉に関する事を除く。）。<br>）。 |

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第19号

### 小松市個人情報保護法施行条例について

小松市個人情報保護法施行条例を次のように制定する。

#### 小松市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により個人情報の写しの交付（電磁的記録にあつては写しの交付その他これに準じる方法として別に定める方法を含む。）を行う場合の当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規

定に限る。)の施行の日から施行する。

(旧条例の廃止)

- 2 小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成7年小松市条例第1号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 次の各号に掲げる者に係る旧条例第26条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第3号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第11号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行日前において旧条例の規定により個人情報取扱事務の受託者の業務に従事していた者

(3) この条例の施行日前において旧条例の規定により指定管理者の管理する市の公の施設の管理業務に従事していた者

- 4 この条例の施行日前に旧条例第28条、第29条又は第39条の規定による請求等がされた場合における当該請求に係る手続きについては、なお従前の例による。

- 5 次の各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、旧実施機関がこの条例の施行日前において保有していた旧条例第50条に規定する個人の秘密に属する事項を含む個人情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行日後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行

日前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号及び第3号に掲げる者

- 6 前項各号に掲げる者が、この条例の施行日前においてその事務又は業務に関して知り得た行政情報（旧条例に規定する行政情報をいう。）に記録された個人情報をこの条例の施行日後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 前2項の規定は、本市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

## 議案第20号

### 小松市情報公開条例について

小松市情報公開条例を次のように制定する。

#### 小松市情報公開条例

##### (目的)

第1条 この条例は、行政情報の開示に関する基本的事項を定めることにより、市民の市政への参加を推進するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を一層増進することを目的とする。

##### (用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 行政情報 実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 本市の図書館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(2) 行政情報の開示 実施機関が、行政情報を閲覧に供し、又はその写しを

交付することをいう。

- (3) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長並びに本市が設立した地方独立行政法人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、行政情報の開示が適正に行われるように、この条例を解釈し、運用するとともに、行政情報の開示に当たっては個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより行政情報の開示を請求しようとするものは、この制度の目的とするところに従ってその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(行政情報の開示請求権)

第5条 何人も、実施機関に対して行政情報の開示を請求することができる。

- 2 何人も、この条例に基づく行政情報の開示を請求する権利を濫用してはならない。

(行政情報の開示義務)

第6条 実施機関は、前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があった行政情報に、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、当該行政情報を開示しなければならない。

- (1) 法令及び他の条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣その他国の機関の指示により、開示することができないと認められる情報

- (2) 個人情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により何人でも閲覧することができるとされている情報

イ 実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。以下「国家公務員」という。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員（以下「地方公務員」という。）並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分

エ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 実施機関が実施する業務に関する情報であつて、次に掲げるもの

ア 監査、検査、試験、入札、交渉、渉外、訴訟等の実施機関が行う事務事業に関する情報であつて、開示することにより当該事務事業の実施の目的が失われるおそれがあるもの、関係当事者間の信頼関係が損なわれ

るおそれがあるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正かつ適正な執行に著しい支障が生じるおそれがあるもの

イ 実施機関の内部，実施機関相互又は実施機関と国，独立行政法人，地方公共団体若しくは地方独立行政法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。以下「国等」という。）との間における審議，協議，検討，調査研究等の意思形成過程における情報であって，開示することにより公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生じるおそれがあるもの

ウ 国等との間における協議，協力，依頼等に基づいて作成し，又は取得した情報であって，開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあるもの

エ 実施機関の職員の人事に関する情報であって，開示することにより人事行政に著しい支障が生じるおそれがあるもの

オ 開示することにより，人の生命，身体，財産等の保護，犯罪の予防，行政上の義務違反の取締りその他公共の安全の確保と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報

- 2 実施機関は，開示請求があつた行政情報に，前項各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において，当該該当する情報とそれ以外の情報とを容易に，かつ，請求の趣旨が損なわれない程度に分離できるときは，当該該当する情報が記録されている部分を除き，開示するものとする。

（公益上の理由による裁量的開示）

第7条 実施機関は，開示請求に係る行政情報に不開示情報（前条第1項第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても，公益上特に必要があると認めるときは，開示請求をしたものに対し，当該行政情報を開示することができる。

（行政情報の存否に関する情報）

第8条 開示請求に対し，当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで，不開示情報を開示することとなるときは，実施機関は，当

該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（不当な目的等による開示請求の拒否）

第9条 実施機関は、開示請求が不当な目的であることが明らかであるときその他の事由により当該開示請求が権利の濫用に当たると認めるときは、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求の方法）

第10条 開示請求をしようとするものは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 開示を請求しようとする行政情報の件名又は内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の規定にかかわらず、適切な行政情報の提供によって開示請求をしようとするものの目的が達成されると実施機関が認めるときは、開示請求書の提出は要しないものとする。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求をしたものに対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（開示請求に対する決定等）

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政情報の全部又は一部を開示するとき、その旨の決定をし、開示請求をしたものに対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政情報の全部を開示しないとき（第8条又は第9条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求をしたものに対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の決定により開示請求に係る行政情報の一部を開示する旨又は全部を開示しない旨の決定をした場合において、開示請求に係る行政情報が、当該行政情報の全部又は一部を開示しない旨の決定の日から1年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を開示請求をしたものに通知するものとする。

4 第1項又は第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日（以下「開示請求日」という。）から起算して30日以内にしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

5 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、開示請求日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求をしたものに対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第12条 開示請求に係る行政情報に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求をしたもの以外のもの（以下この条、第20条第3号及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政情報の表示その他実施機関が定める事項を書面等により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第6条第1項第2号エ又は同条第1項第3号ただし

書に規定する情報と認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政情報を第7条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第19条第1項第2号及び第20条第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（行政情報の開示の実施及び方法）

第13条 実施機関は、第11条第1項の規定により行政情報の開示をすることを決定したときは、開示請求をしたものに対し、速やかに当該行政情報の開示をしなければならない。

2 行政情報の開示は、実施機関が第11条第1項の規定による通知書により指定する日時及び場所において行う。

3 実施機関は、開示の請求に係る行政情報を直接開示することにより、当該行政情報の保存に支障を生じるおそれがあると認めるとき、その他相当の理由があるときは、当該行政情報の写しにより開示することができる。

（行政情報の任意的な開示）

第14条 実施機関は、この条例の適用を受けない行政情報について開示の申出があったときは、これに応じるよう努めるものとする。

（情報開示制度の総合的な推進）

第15条 実施機関は、行政情報の開示及び行政情報の任意的な開示のほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報開示制度の総合的な推進に努めるものとする。

（出資法人の情報開示）

第16条 本市が資本金，基本金その他これらに準じるものを出資している法人であって，規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は，この条例の趣旨にのっとり当該出資法人の保有する情報の開示を行うため必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 実施機関は，出資法人に対し，前項に定める必要な措置を講じるよう指導に努めるものとする。

（審査請求をすべき実施機関）

第17条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服のあるものは，実施機関に対して，審査請求をすることができる。

（審査請求の特例）

第18条 前条の審査請求については，行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により，同項本文の規定は適用しない。

（審査会への諮問）

第19条 第17条の審査請求があったときは，当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は，次の各号のいずれかに該当する場合を除き，速やかに小松市行政不服審査会（小松市行政不服審査に関する条例（平成28年小松市条例第4号）第5条の行政不服審査会をいう。以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり，却下する場合

(2) 裁決で，審査請求の全部を認容し，当該審査請求に係る行政情報の全部を開示することとなる場合。ただし，当該開示について反対意見書が提出されている場合を除く。

2 前項の諮問は，行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

（諮問した旨の通知）

第20条 前条の規定により諮問をした実施機関は，次に掲げるものに対し，諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人

をいう。以下同じ。)

(2) 開示請求をしたもの(審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者  
(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該行政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(審査)

第22条 第19条の諮問があったときは、審査会は、当該諮問のあった審査請求に対し、調査審議を行うものとする。

2 審査会は、前項に規定する調査審議を行うほか、情報公開の運営に関する重要事項について審議を行い、実施機関に意見を述べることができる。

(検索資料等の作成)

第23条 実施機関は、行政情報の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第24条 市長は、毎年度1回、前年度における各実施機関のこの条例の運用状況について、公表するものとする。

(他の制度との調整)

第25条 法令等の規定により行政情報の閲覧、縦覧若しくは謄本、抄本その他の写しの交付の手続が別に定められている場合で、当該手続によることができるときは、この条例は適用しない。

2 前項に規定するもののほか、図書館その他これに類する本市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している行政情報については

，この条例は適用しない。

(手数料)

第26条 この条例の規定に基づく行政情報の開示に係る手数料は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者 無料
- (2) 市内の事務所又は事業所に勤務する者 無料
- (3) 市内の学校に在学する者 無料
- (4) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 無料
- (5) 市内に土地又は家屋を有する者 無料
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 1件につき1,000円

2 前項各号に掲げるもののほか，この条例の規定により行政情報の写しの交付を受けるものは，当該行政情報の写しの作成に要する費用（送付による場合は，当該送付に要する費用を含む。）として規則で定める額を負担しなければならない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は，実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成7年小松市条例第1号）第5条及び第39条の規定による請求等がされた場合における当該請求に係る手続きについては，なお従前の例による。

## 小松市学校給食条例について

小松市学校給食条例を次のように制定する。

### 小松市学校給食条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）に基づく学校給食の実施及び学校給食費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 保護者 学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
- (4) 教職員等 児童又は生徒以外の者であって学校給食を受ける教職員その他のものをいう。
- (5) 教職員等給食費 学校給食費に相当する額として教職員等が負担すべき費用をいう。

(学校給食の実施)

第3条 市は、小松市立小学校等設置条例（昭和40年小松市条例第19号）に規定する小学校、中学校及び義務教育学校（次条において「学校等」という。）において、学校給食を実施するものとする。

(学校給食費等の徴収)

第4条 市長は、保護者から学校給食費を、教職員等から教職員等給食費を徴収する。ただし、学校等に在籍する児童又は生徒の保護者であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者が負担する学校給食費（国又は地方公共団体の負担において学校給食費に関する給付を受けている期間における当該給付に相当する部分に係る学校給食費は除く。）は、この限りでない。

2 学校給食費及び教職員等給食費（以下「学校給食費等」という。）の額は、規則で定める。

（学校給食費等の納付）

第5条 保護者及び教職員等（以下「保護者等」という。）は、規則で定める日（第7条において「納期限」という。）までに学校給食費等を納付しなければならない。

（学校給食費等の減免）

第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、学校給食費等を減免することができる。

（遅延損害金）

第7条 市長は、保護者等が納期限までに学校給食費等を納付しなかったときは、遅延損害金を徴収するものとする。

2 前項の遅延損害金の算定方法は、規則で定める。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例は、令和6年4月1日以降に実施する学校給食に係る学校給食費

等について適用する。

(準備行為)

- 3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

## 小松市文化芸術賞条例について

小松市文化芸術賞条例を次のように制定する。

### 小松市文化芸術賞条例

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術活動に関し全国規模の大会等で優秀な成績を収めたものに対して小松市文化芸術賞（以下「文化芸術賞」という。）を贈り、顕彰することにより、本市の文化芸術活動を奨励し、その振興を図ることを目的とする。

(授賞の対象)

第2条 文化芸術賞を受けるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 小松市民
- (2) 小松市内の学校、企業又は団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が表彰を適当と認めるもの

(選考委員会の設置)

第3条 文化芸術賞を受けるもの及び受賞の方法等について審議するため、小松市文化芸術賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会の委員は、規則で定める者の中から市長が委嘱又は任命する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改

正)

- 2 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年小松市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「音楽賞選考委員会委員」を「文化芸術賞選考委員会委員」に改める。

（小松市音楽賞条例の廃止）

- 3 小松市音楽賞条例（令和2年小松市条例第3号）は、廃止する。

## 議案第23号

### 小松市立加賀国府ものがたり館条例について

小松市立加賀国府ものがたり館条例を次のように制定する。

#### 小松市立加賀国府ものがたり館条例

##### (設置)

第1条 加賀国府及びその誕生の歴史を物語る考古資料の保存及び展示を行い，国府所在地としての魅力を広く発信し，河田山古墳公園と一体となった歴史学習の場を提供するため，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき，小松市立加賀国府ものがたり館（以下「国府ものがたり館」という。）を小松市国府台三丁目64番地に設置する。

##### (事業)

第2条 前条に規定する目的を達成するため，国府ものがたり館は，次の事業を行う。

- (1) 国府関連考古資料の保存及び展示活用に関すること。
- (2) 小松市埋蔵文化財センターと連携した企画展示の開催に関すること。
- (3) 河田山古墳公園に保存された市指定史跡の活用に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか，国府ものがたり館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

##### (開館時間及び休館日)

第3条 国府ものがたり館の開館時間は，午前9時30分から午後4時30分までとする。

2 国府ものがたり館の休館日は，次のとおりとする。

(1) 水曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日）

(2) 休日の翌日（前号に定める場合を除く。）

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間及び休館日を変更することができる。この場合において、市長は、その旨を掲示その他の方法で周知するものとする。

（損害の賠償）

第4条 入館者は、建物、附属設備、器具等又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、国府ものがたり館の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（準備行為）

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（小松市立河田山古墳群史跡資料館条例の廃止）

3 小松市立河田山古墳群史跡資料館条例（平成4年小松市条例第31号）は、廃止する。

## 小松市看護師等修学資金貸与条例について

小松市看護師等修学資金貸与条例を次のように制定する。

### 小松市看護師等修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、保健師、助産師又は看護師（以下「看護師等」という。）として業務に従事しようとする者であって、看護師等の養成施設に在学するものに対し、看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、国民健康保険小松市民病院（以下「病院」という。）における看護師等の確保及び質の向上を図ることを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学する者であって、当該養成施設を卒業した後、病院において看護師等としてその業務に従事しようとするものとする。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第19条第1号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号の規定により都道府県知事が指定した保健師養成所
- (2) 法第20条第1号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号の規定により都道府県知事が指定した助産師養成所
- (3) 法第21条第1号の規定により文部科学大臣が指定した学校、同条第2号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は同条第3号の規定により都道府県知事が指定した看護師養成所

- 2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金その他の公的機関による学資の貸与又は給与を受けている者は、貸与の対象としない。

(貸与額)

第3条 修学資金の貸与額は、貸与を受けようとする者が在学する養成施設の学費に相当する額で市長が定める額とし、月額50,000円を限度とする。

(利子)

第4条 貸与した修学資金には、利子を付さない。

(貸与期間)

第5条 修学資金の貸与期間は、当該者に対し修学資金の貸与を開始する月として決定した月から養成施設を正規の修学期間で卒業する日の属する月までとする。

(貸与の申請及び決定)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、連帯保証人を定めて市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、選考のうえ、修学資金を貸与するかどうかを決定するものとする。

(貸与の決定の取消し)

第7条 市長は、修学資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対する修学資金の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 養成施設を退学したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 修学資金の貸与の辞退を申し出たとき。
- (4) 心身の故障のため、修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(貸与の停止等)

第8条 市長は、修学資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当

するときは、その者に対する修学資金の貸与を停止するものとする。

- (1) 養成施設を休学したとき。
- (2) 養成施設を留年したとき。
- (3) 養成施設から停学又はその他処分を受けたとき。
- (4) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (5) その他市長が修学資金を貸与することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、修学資金の貸与を受けている者が前項各号のいずれかに該当するときは、該当することとなった日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの月分の修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は復学した日の属する月の翌月以降の月分として貸与されたものとみなす。

(返還)

第9条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日の属する月の翌月から、別に定めるところにより、修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第7条で定めるところにより、修学資金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から、看護師等の免許を取得することなく1年を経過したとき。
- (3) 看護師等の免許を取得した後、直ちに病院の看護師等にならなかったとき。
- (4) 病院の看護師等でなくなったとき。

(返還の猶予)

第10条 市長は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由が継続する期間、修学資金の返還債務の履行を一時猶予することができる。

- (1) 養成施設を卒業後、病院において看護師等としてその業務に従事せず、他の養成施設に修学しているとき。
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により返還債務の履行が困難である

と認められるとき。

(返還債務の免除)

第11条 市長は、修学資金の貸与を受けた者で、養成施設を卒業した日から1年以内に看護師等の免許を取得し、かつ、直ちに病院の看護師等となり、引き続き病院において看護師等としてその業務に従事しているものが、次の各号のいずれかに該当したときは、修学資金の返還債務を免除するものとする。

(1) 当該業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間以上に達したとき。

(2) 当該業務上の理由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の障害により当該業務に従事することができなくなったとき。

2 市長は、修学資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当したときは、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 前項第1号の規定による免除を受ける前に、やむを得ない理由により病院の看護師等でなくなったとき。

(2) 在学中に死亡したとき又は前項第2号に規定する以外の理由による死亡その他やむを得ない理由により修学資金の返還債務を履行することが困難であると認められるとき。

(遅延利息)

第12条 市長は、修学資金の貸与を受けた者が正当な理由がなく修学資金を返還期限までに返還しなかったときは、規則で定めるところにより遅延利息を徴収するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第25号

### 小松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

小松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 小松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

小松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年小松市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

|      |                                                                   |
|------|-------------------------------------------------------------------|
| 6 市長 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの |
|------|-------------------------------------------------------------------|

別表第2中「生活保護法（昭和25年法律第144号）」を「生活保護法」に改め、同表に次のように加える。

|       |                                                     |                                                       |
|-------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 13 市長 | 生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの | 身体障害者関係情報，児童扶養手当関係情報，地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |
|-------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第26号

### 小松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

小松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 小松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

小松市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年小松市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号の3中「常時結核患者に接する」を「結核患者又は結核菌に接触する」に改める。

第5条の3を次のように改める。

（結核患者又は結核菌に接触する業務に従事する職員の特殊勤務手当）

第5条の3 結核患者又は結核菌に接触する業務に従事する職員の特殊勤務手当は、病院に勤務する職員が結核病棟において患者の診療又は看護等、結核患者又は結核菌に接触する業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1日につき290円の範囲内で市長が定める。

第14条の21第1項中「医師」の次に「及び助産師」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第27号

### 小松市手数料条例の一部を改正する条例について

小松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 小松市手数料条例の一部を改正する条例

小松市手数料条例（平成12年小松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3号中「300円」の次に「（多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付する場合にあっては、1枚につき200円）」を加え、同表第6号中「300円」の次に「（多機能端末機により交付する場合にあっては、1枚につき200円）」を加え、同表第9号中「450円」の次に「（多機能端末機により交付する場合にあっては、1通につき350円）」を加え、同表第15号及び第16号中「300円」の次に「（多機能端末機により交付する場合にあっては、1通につき200円）」を加える。

別表第50号の次に次の1号を加える。

(50)の2 建築基準法第52条第6項第3号の規定による容積率の特例認定申請手数料 1件につき 27,000円

別表第51号の2の次に次の1号を加える。

(51)の3 建築基準法第53条第5項の規定による建蔽率の特例許可申請手数料 1件につき 160,000円

別表第55号中「第3項各号」を「第3項若しくは第4項各号又は第58条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、別表第３号の改正規定、同表第６号の改正規定、同表第９号の改正規定、同表第15号の改正規定及び同表第16号の改正規定は、令和５年６月１日から施行する。

## 議案第28号

### 小松市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

小松市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 小松市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

小松市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和52年小松市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。）において、利用者証明用電子証明書を利用することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

#### 附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第49条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

## 議案第29号

### 小松市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について

小松市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 小松市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する 条例

(小松市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 小松市子ども・子育て会議条例（平成25年小松市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「法第77条第1項各号」を「法第72条第1項各号」に改める。

(小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年小松市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に改め、同項第1号中「法第19条第1項各号」を「法第19条各号」に改め、同項第2号中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同項第3号中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第8条中「法第19条第1項各号」を「法第19条各号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第26条を次のように改める。

#### 第26条 削除

第35条第1項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

(小松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

改正)

第3条 小松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年小松市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条中「次条第1項」の次に「，第8条の3第2項」を加える。

第8条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条の2 家庭的保育事業者等は，利用乳幼児の安全の確保を図るため，家庭的保育事業所等ごとに，当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検，職員，利用乳幼児等に対する事業所外での活動，取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導，職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し，当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は，職員に対し，安全計画について周知するとともに，前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は，利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう，保護者に対し，安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は，定期的に安全計画の見直しを行い，必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条の3 家庭的保育事業者等は，利用乳幼児の事業所外での活動，取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは，利用乳幼児の乗車及び降車の際に，点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により，利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は，利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの

座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第11条中「併せて設置するときは」の次に「, その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

#### 第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講じる」を「, 職員に対し, 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

(小松市立保育所条例の一部改正)

第4条 小松市立保育所条例(昭和32年小松市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

(小松市立認定こども園条例の一部改正)

第5条 小松市立認定こども園条例(令和3年小松市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条中小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第26条の改正規定及び第3条中小松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

(小松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第3条の規定による改正後の小松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

## 議案第30号

### 小松市すこやかセンター条例の一部を を改正する条例について

小松市すこやかセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 小松市すこやかセンター条例の一部を改正する条例

小松市すこやかセンター条例（平成6年小松市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 親子の保健に係る事業に関する事。

第3条第6号を次のように改める。

(6) 発達支援に係る事業に関する事。

第3条中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とする。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第31号

### すこやかこまつ推進基金条例の一部を を改正する条例について

すこやかこまつ推進基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### すこやかこまつ推進基金条例の一部を改正する条例

すこやかこまつ推進基金条例（平成23年小松市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「健康意識の高揚及び健康づくりの推進」を「健康意識の高揚，健康づくりの推進並びに地域医療を支える人材育成及び医療提供体制整備の推進」に改める。

#### 附 則

この条例は，公布の日から施行する。

## 議案第32号

### 小松市国民健康保険条例の一部を改正 する条例について

小松市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 小松市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小松市国民健康保険条例（昭和34年小松市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小松市国民健康保険条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

## 議案第33号

### 小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小松市国民健康保険税条例（昭和31年小松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の小松市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第34号

### 小松市社会教育振興基金条例の一部を 改正する条例について

小松市社会教育振興基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 小松市社会教育振興基金条例の一部を改正する条例

小松市社会教育振興基金条例（平成23年小松市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 次の資金は、基金として積み立てる。

- (1) 前条を目的として指定された寄附金
- (2) 再編関連訓練移転等交付金交付要綱（平成29年防衛省訓令第26号）の規定により小松市に交付される再編関連訓練移転等交付金のうち、毎年年度予算で定める額
- (3) その他予算で定める額

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、基金の運用から生じる収益のうち第2条第2号に掲げる資金を積み立てたものから生じたものは、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金のうち同号に掲げる資金を積み立てたものに繰り入れる。

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、基金に属する現金のうち第2条第2号に掲げる資金を積み立てたものは、歳計現金に繰り替えて運用することができないものとする。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、基金のうち第2条第2号の資金を積み立てたものは、規則で定める事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第35号

### 小松市水道事業及び下水道事業の設置 等に関する条例の一部を改正する条例 について

小松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように制定する。

#### 小松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条 例の一部を改正する条例

小松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年小松市条例  
第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第2号中「，3，079ヘクタール」を「，3，086ヘクタール」  
に改め，同項第3号中「，84，080人」を「，88，230人」に改め，同項第  
4号中「，54，100立方メートル」を「，51，800立方メートル」に改める。

#### 附 則

この条例は，公布の日から施行する。

## 議案第36号

### 市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、下記の道路を市道路線に認定する。

#### 記

| 整 理<br>番 号    | 路 線 名          | 起 点<br>終 点                    | 延 長             | 幅 員               | 主要な<br>経過地 |
|---------------|----------------|-------------------------------|-----------------|-------------------|------------|
| 牧 Ⅱ<br>04-047 | 安宅新臨空<br>1号線   | 安宅新町イ250番20地先<br>安宅新町ナ12番1地先  | メートル<br>1,040.0 | メートル<br>22.0～51.5 |            |
| 牧 Ⅱ<br>04-048 | 安宅新臨空<br>2号線   | 安宅新町イ247番34地先<br>安宅新町ラ93番地先   | 1,037.4         | 9.0～10.0          |            |
| 金 野<br>18-027 | 正蓮寺産業<br>団地2号線 | 正蓮寺町セイ谷12番2地先<br>正蓮寺町セイ谷7番1地先 | 857.5           | 9.0～16.6          |            |

## 議案第37号

### 市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、下記の市道を廃止する。

#### 記

| 整 理<br>番 号    | 路 線 名   | 起 点<br>終 点                   | 延 長           | 幅 員             | 主要な<br>経過地 |
|---------------|---------|------------------------------|---------------|-----------------|------------|
| 牧 Ⅱ<br>04-019 | 安宅新町中線  | 安宅新町イ247番57地先<br>安宅新町乙33番1地先 | メートル<br>470.5 | メートル<br>3.6～5.7 |            |
| 牧 Ⅱ<br>04-021 | 安宅新町1号線 | 安宅新町イ55番地先<br>安宅新町ラ135番1地先   | 785.8         | 3.6～7.7         |            |
| 牧 Ⅱ<br>04-022 | 安宅新町2号線 | 安宅新町イ152番1地先<br>安宅新町イ148番2地先 | 51.1          | 3.8～5.3         |            |

## 議案第38号

### 市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、下記の市道を変更する。

#### 記

| 整理<br>番号       | 新旧<br>の別 | 路 線 名   | 起 点<br>終 点                           | 延 長           | 幅 員             | 主要な<br>経過地 |
|----------------|----------|---------|--------------------------------------|---------------|-----------------|------------|
| 牧 II<br>04-020 | 旧        | 安宅新東通り線 | 安宅新町イ249番7<br>地先<br>安宅新町イ225番1<br>地先 | メートル<br>439.1 | メートル<br>3.8～6.0 |            |
|                | 新        | 安宅新東通り線 | 安宅新町イ249番7<br>地先<br>安宅新町イ247番9<br>地先 | 193.6         | 4.7～5.5         |            |

## 議案第39号

### 辺地に係る公共的施設の総合整備計画 の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、小松市の辺地総合整備計画を次のとおり定める。

# 総 合 整 備 計 画 書

石川県小松市旧大杉谷村・旧新丸村・旧西尾村辺地

(辺地の人口 222人 面積 172.70km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の状況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

赤瀬町，池城町，岩上町，大杉町，尾小屋町，小原町，観音下町，新保町，津江町，西俣町，波佐羅町ト，波佐羅町ヌ，花立町，松岡町，丸山町，光谷町

### (2) 地域の中心の位置

波佐羅町ト52番地

### (3) 辺地度点数 207点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

市中心部から約20kmに位置する当地域の利便性の向上のため，林道を整備する。また，豊かな自然環境を活用した観光レクリエーション施設等を整備し，当地域の活性化を図る。さらに，安全で安定した飲用水を供給するための施設を整備する。

## 3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度までの5年間

(単位千円)

| 施 設 名 | 事 業 主 体 | 事 業 費   | 財 源 内 訳 |         | 一般財源のうち<br>ち辺地対策事業<br>債の予定額 |
|-------|---------|---------|---------|---------|-----------------------------|
|       |         |         | 特定財源    | 一般財源    |                             |
| 林 道   | 石川県     | 142,000 |         | 142,000 | 142,000                     |
| 林 道   | 小松市     | 31,500  | 18,000  | 13,500  | 13,500                      |

|                            |     |          |         |          |          |
|----------------------------|-----|----------|---------|----------|----------|
| 公 民 館 そ の<br>他 集 会 施 設     | 小松市 | 25, 500  |         | 25, 500  | 25, 500  |
| 観 光 レ ク リ エ<br>ー シ ョ ン 施 設 | 小松市 | 449, 000 |         | 449, 000 | 449, 000 |
| 飲用水供給施設                    | 小松市 | 105, 000 |         | 105, 000 | 105, 000 |
| 計                          |     | 753, 000 | 18, 000 | 735, 000 | 735, 000 |

## 議案第40号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決第6号 令和4年度小松市一般会計補正予算（第10号）

## 専決第6号

### 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年1月24日

小 松 市 長      宮 橋 勝 栄

令和4年度小松市一般会計補正予算（第10号）

## 令和４年度小松市一般会計補正予算 (第10号)

令和４年度小松市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ320,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,581,290千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 既定の地方債の補正は、「第２表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

| 款       | 項       | 補正前の額      | 補 正 額    | 計          |
|---------|---------|------------|----------|------------|
|         |         | 千円         | 千円       | 千円         |
| 12      | 地方交付税   | 7,872,000  | 736,100  | 8,608,100  |
|         | 1 地方交付税 | 7,872,000  | 736,100  | 8,608,100  |
| 23      | 市債      | 5,177,600  | △416,100 | 4,761,500  |
|         | 1 市債    | 5,177,600  | △416,100 | 4,761,500  |
| 歳 入 合 計 |         | 53,261,290 | 320,000  | 53,581,290 |

# 歳 出

| 款       | 項         | 補正前の額      | 補 正 額   | 計          |
|---------|-----------|------------|---------|------------|
|         |           | 千円         | 千円      | 千円         |
| 8       | 土木費       | 7,255,060  | 320,000 | 7,575,060  |
|         | 2 道路橋りょう費 | 1,393,742  | 320,000 | 1,713,742  |
| 歳 出 合 計 |           | 53,261,290 | 320,000 | 53,581,290 |

## 第2表 地方債補正

(変 更)

(単位千円)

| 起債の目的            | 補 正 前     |                        |                                                                                                       |                                                                                                  | 補 正 後     |                        |                                                                                                       |                                                                                                  |
|------------------|-----------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | 限 度 額     | 起債の<br>方 法             | 利 率                                                                                                   | 償還の方法                                                                                            | 限 度 額     | 起債の<br>方 法             | 利 率                                                                                                   | 償還の方法                                                                                            |
| 臨 時 財 政<br>対 策 債 | 1,050,000 | 普通貸<br>借又は<br>証券発<br>行 | 5.0%以内<br>(ただし、<br>利率見直し<br>方式で借り<br>入れる資金<br>について、<br>利率見直し<br>を行った後<br>において<br>は、当該見<br>直し後の利<br>率) | 借入先の融<br>資条件によ<br>る。ただし、財<br>政の状況に<br>より償還年<br>限を短縮<br>し、繰上償<br>還をなし、<br>又は借換え<br>をすることが<br>できる。 | 633,900   | 普通貸<br>借又は<br>証券発<br>行 | 5.0%以内<br>(ただし、<br>利率見直し<br>方式で借り<br>入れる資金<br>について、<br>利率見直し<br>を行った後<br>において<br>は、当該見<br>直し後の利<br>率) | 借入先の融<br>資条件によ<br>る。ただし、財<br>政の状況に<br>より償還年<br>限を短縮<br>し、繰上償<br>還をなし、<br>又は借換え<br>をすることが<br>できる。 |
| 計                | 5,177,600 |                        |                                                                                                       |                                                                                                  | 4,761,500 |                        |                                                                                                       |                                                                                                  |